

—津市図書館運営に関する基本方針—

平成19年4月1日

第1 新しい津市図書館の基本方針

1 新しい津市図書館の誕生

津市は、平成18年1月の合併に伴い、旧津市、久居市、安芸郡、一志郡の大半を市域とする市となり、市域の面積は約710平方キロ、人口は約29万2千人となりました。これら全ての市町村には、合併前から図書館（室）があり、それらを母体として蔵書総数約95万冊を有する9館2室からなる新しい津市図書館が誕生しました。

この図書館は、今後、津市民の自立的学習を支える身近な地域の情報センターとして、市民に親しまれ、生活や職業上のさまざまな面で活用されることが期待されています。

2 図書館の基本方針

津市図書館は、従来の図書館サービスの充実を図りつつ、現代の社会情勢の変化に伴う高度情報化、少子高齢化、国際化、地方分権化などに対するさまざまな社会的要請を踏まえ、次の事項を実現することを基本方針とします。

- (1) 市民の生活や豊かな暮らし、さらには職業に関連して必要な情報・資料や学習の場を提供し、読書活動や課題解決を支援します。
- (2) 市の行政や議会における政策策定等を支援するための情報・資料を提供します。
- (3) 市内の学校における教育を支援するために必要な情報・資料を提供するとともに、学校図書館の運営に対し必要な支援・協力を行います。
- (4) 以上の各事項をより円滑に実現するために、県立図書館や大学図書館等、他の地域・館種の図書館や関係機関等との連携・協力を一層進めていきます。

第2 図書館サービス方針

基本方針の趣旨を踏まえ、次の方針に従って図書館サービスを行っていきます。

1 誰にとっても使いやすい図書館サービスの提供

- (1) 開館日・開館時間の充実
- (2) 幼児・児童から高齢者まで、各年齢層に応じたサービス
- (3) 障がい者や外国人、来館困難者に配慮したサービス

- 2 図書館資料の充実
 - (1) 図書・雑誌等の紙媒体による資料
 - (2) データベース、電子ブック等の電子媒体による情報・資料
 - (3) CD、ビデオテープ等の視聴覚資料
- 3 情報・資料提供サービスの充実・強化
 - (1) 貸出・閲覧・予約・リクエストサービス
 - (2) レファレンス・読書相談サービス
 - (3) 電子情報サービス
 - (4) 文献相互貸借・文献複写サービス
- 4 文化活動の充実
 - (1) 講座、講演会、映画等鑑賞会、資料展示会等の主催
 - (2) 読書会・研究会等、利用者団体によるイベント開催の支援

第3 図書館運営方針—より良い図書館サービスを実現するために—

基本方針並びにサービス方針の趣旨を踏まえ、より良い図書館サービスを実現するため、次の方針に従って図書館運営を行っていきます。

- 1 津市図書館としての一体的運営の強化
 - (1) 図書館運営の総合的な計画策定
 - (2) 開館日・開館時間等、利用条件の総合調整
 - (3) 図書館情報システム（目録・貸出等）の統一的運用
 - (4) 図書館資料の収集・保存・廃棄等の基準の統一
- 2 図書館資料購入費の充実
- 3 施設・設備の充実
- 4 図書館ネットワークへの参加・協力
- 5 学校図書館への支援・協力
- 6 他の図書館、公民館、美術館、博物館等、関係機関との連絡及び協力
- 7 津市図書館刊行物、ホームページの充実等、広報活動の強化
- 8 読書振興を担うボランティアの参加等、人づくりの推進
- 9 図書館サービスを担う職員の育成と配置